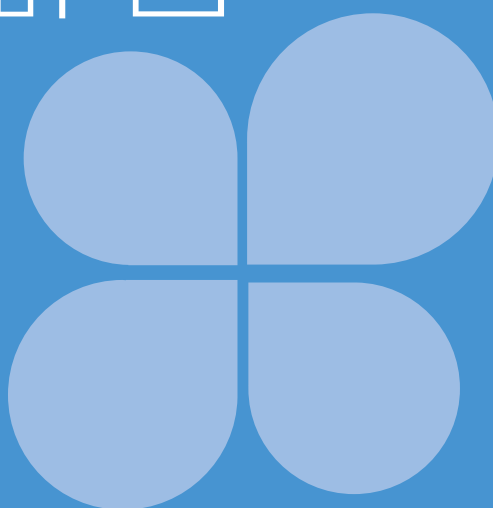


# 第3編

# 前期基本計画



# 第1章

## 人が輝くまち〈参加と協働の推進〉

### 第1節 地域コミュニティ

- 1 意識の醸成と活動への支援
  - (1) コミュニティ活動の啓発
  - (2) コミュニティ活動の促進
  - (3) コミュニティ間交流の促進
  - (4) リーダーの育成
- 2 コミュニティ施設等の整備
  - (1) 地域コミュニティ施設等の整備
  - (2) 公共施設の利用促進
- 3 行政区・自治会活動の促進
  - (1) 行政区・自治会活動の支援
  - (2) コミュニティ協議会の充実

### 第2節 協働・共助

- 1 町民意向の把握
  - (1) 住民意識調査の実施
  - (2) 懇談会等の充実
- 2 町民・民間団体等との協力体制の充実
  - (1) 町民参加の機会の充実
  - (2) 官民連携
- 3 ボランティア活動等への支援
  - (1) 活動情報の提供
  - (2) 支援体制の強化
  - (3) NPO 法人との協働

### 第3節 人権・平和

- 1 人権教育・人権啓発の推進
  - (1) 学校・社会教育の充実
  - (2) 啓発活動の充実
- 2 人権相談・人権救済の充実
  - (1) 各種相談体制の充実
  - (2) 職員研修の充実
- 3 平和の推進
  - (1) 平和の推進

### 第4節 男女共同参画

- 1 男女が共に参画できる社会づくり
  - (1) まちづくりへの女性の参画の促進
  - (2) 町における女性職員の職域拡大と登用促進
- 2 男女平等の意識づくり
  - (1) 家庭・地域への啓発活動の推進
  - (2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- 3 男女が共に働きやすい環境づくり
  - (1) 男女が共に働きやすい環境づくり
  - (2) 子育てしやすい環境の整備
- 4 安全・安心に暮らすための地域の環境づくり
  - (1) 高齢者・障害者の自立支援
  - (2) 援助を要する家庭への社会的支援の充実
  - (3) 防災・減災における男女共同参画の推進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 6 生涯にわたる健康支援
  - (1) 生涯にわたる健康支援

## 第1節 地域コミュニティ

SDGs への貢献



所管課・関係課 防災地域支援課、生涯学習課

### 現状と課題

本町においても、全国的に問題となっている人口減少・少子高齢化が進んでおり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、行政区への加入率の回復を図り、町民が互いに支え合う地域コミュニティの活性化がますます重要となっています。担い手の育成・確保や複数の行政区による取組支援、持続可能な地域コミュニティの維持などが課題となっています。そのためには、外国人を含む多様な転入者の拡大に対応した地域共生社会を実現する必要があります。

また、環境保全、防災、防犯、福祉、介護、健康づくり、子育て等においても地域コミュニティの果たす役割は大きく、広く町民にその重要性を周知し、共に助け合い、支え合う住みよい共助社会の実現を目指し、地域コミュニティ活動を推進していく必要があります。

町民の様々な活動によるコミュニティづくりのため、行政区・自治会の活動に対する助成、活動の場となるコミュニティ施設などの整備に対する助成を行い、一層のコミュニティ活動の促進が求められます。加えて、さらなる地域コミュニティ意識の希薄化を防ぐため、公民館については、施設機能のあり方について検討が必要となっています。

全町を対象とした花いっぱい運動は、多くの町民の参加を得て、環境美化とともに地域のコミュニティづくりの一翼を担っています。

新型コロナウイルス感染症\*の影響により中止となっていた体育祭等の事業も徐々に再開してきましたが、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティ意識の希薄化などの理由から、コロナ前の事業規模に戻ることは難しい状況にあります。

地域ごとに事業を実施することは、地域コミュニティ意識の醸成のためには重要なことから、各事業の実施にあたり行政区や関係団体と事業内容や運営方法について協議し、社会変化に対応した事業を構築することで、より多くの町民が参加できる持続可能な事業を展開する必要があります。

### 基本方針

コミュニティ意識の醸成を図るなど多様な環境づくりを行います。

また、活動の拠点となる施設の整備、地域のイベントなどの支援を行います。

さらに、コミュニティづくりの基礎となる行政区・自治会に対して、活動の円滑化、活性化の支援を行います。

## 基本計画

### 1 意識の醸成と活動への支援

小項目	内容
(1) コミュニティ活動の啓発	コミュニティに関する情報の発信や行政区・自治会への研修会などを通じて、地域コミュニティの重要性の周知・啓発を図ります。
(2) コミュニティ活動の促進	行政区・自治会が開催する行事や事業などのコミュニティ活動を支援します。
(3) コミュニティ間交流の促進	共通する地域課題解決のための活動など、より豊かなコミュニティ活動ができるように、コミュニティ間での事業実施を支援します。
(4) リーダーの育成	町民が主体となる地域コミュニティの形成のために、地域づくりを担う人材とリーダーの育成を進めます。

### 2 コミュニティ施設等の整備

小項目	内容
(1) 地域コミュニティ施設等の整備	集会所などの地域コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を支援します。
(2) 公共施設の利用促進	コミュニティ活動の場として、既存の公共施設の利用促進を図ります。公民館については、町民活動の拠点としての機能を踏まえ、施設のあり方を検討します。

### 3 行政区・自治会活動の促進

小項目	内容
(1) 行政区・自治会活動の支援	区長会研修会での情報提供や地域の会議への参加、SNSの活用等を通し、行政区の運営を支援するとともに、行政区加入率の向上を図ります。
(2) コミュニティ協議会の充実	公民館長と区長を会員とするコミュニティ協議会において、会員相互の交流・連携や情報共有を促進するとともに、研修を通じて意識の醸成を図ります。

## 目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
花いっぱい運動参加者数 (人 / 回)	1,349	1,500	全町を対象とした「花いっぱい運動」を推進します。
行政区・自治会 (自治組織) 加入率 (%)	83.3	90.0	近年、行政区・自治会加入率は減少傾向にありますが、地域のコミュニティ強化のために回復を目指します。

## 指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
花いっぱい運動参加者数 (人 / 回)	1,420	775	1,520	1,351	1,459	1,349
行政区・自治会 (自治組織) 加入率 (%)	86.1	86.1	85.6	84.4	84.5	83.3

## 第2節 協働・共助

SDGs への貢献



### 所管課・関係課

防災地域支援課、政策推進課、健康福祉課、生涯学習課、にぎわい創出課、長生き支援課

### 現状と課題

本町では、各種コミュニティ活動や公園・ふるさと歩道の管理、防犯活動などに多くの町民が参加し、まちづくりに協力しています。加えて、福祉や環境保全などの町の事業においては、NPO法人\*や行政区・自治会、ボランティア団体と協働するとともに、事業委託も行っています。

町内には令和7（2025）年3月31日現在、17のNPO法人があり、環境保全や福祉、文化活動などに貢献しています。また、町民の意欲を活かした支え合いの仕組みとして、小川町社会福祉協議会と小川町商工会が連携し、地域支え合いサービスを実施しています。

住みよい地域づくりの実現には、町の事業に町民が関わる必要があります。町民の知識や行動力をまちづくりに活かすために、ICT\*の活用など実施方法を工夫しつつ、これまで実施してきた住民意識調査や懇談会等を継続して行うことで、特色ある事業の実施や地域の課題解決につなげます。

まちづくりや地域活性化等の取組を通じて、町内で活躍する個人や民間団体などは徐々に増加傾向にあり、これらとの協力が重要となります。そのためには、連携協定等を活用し、継続的にまちづくりや地域活性化等事業の中核を担う者の確保をしていく必要があります。

活動支援の支えとなる小川町生涯学習指導者（あおいきいきサポーター）の派遣制度の周知により、さらなる活用を図る必要があります。また、県で実施している支援についても、積極的に活用してもらうよう周知に努めます。

### 基本方針

住みよいまちづくりに向け、町政のあらゆる機会における町民や民間団体などの参加を推進します。

また、地域の課題解決や地域振興などに取り組むNPO法人やボランティアの活動に対して支援を進めます。

## 基本計画

### 1 町民意向の把握

小項目	内容
(1) 住民意識調査の実施	社会の変化に伴う町民意識の変化の動向を把握し、町の施策の立案に活かすため、住民意識調査を実施します。 また、調査の実施にあたっては、ICTを活用するなど、町民がより手軽に回答できるような調査手法について検討します。
(2) 懇談会等の充実	町民や各種団体の意向を町政に反映させるため、機会をとらえて懇談会等を実施します。

### 2 町民・民間団体等との協力体制の充実

小項目	内容
(1) 町民参加の機会の充実	まちづくりの計画段階、実施段階といった参加機会をとらえ、各種審議会や協議会、委員会などへの公募委員の参加を拡大するなど、町政への町民参加の機会を充実します。 また、町の政策決定の過程においては、パブリックコメント*制度を適切に運用し、関連する情報について分かりやすく周知する中で町民の声を広く聴取し、政策決定への反映を図ります。
(2) 官民連携	NPO法人*や企業、高等学校、金融機関などと連携協定を締結するなどの取組を通して、多様で幅広い個人や民間団体との連携を推進します。

### 3 ボランティア活動等への支援

小項目	内容
(1) 活動情報の提供	ボランティア活動の促進のため、県関係機関と協力して活動の紹介などの情報提供を広報紙・ホームページなどにより積極的に推進します。
(2) 支援体制の強化	生涯学習、福祉、観光など、各分野においてボランティア活動を支援するため、小川町生涯学習指導者制度などを活用するとともに、情報提供を行い、様々な活動の支援体制を強化します。
(3) NPO法人との協働	地域の課題解決のために、NPO法人が実施する活動に対し、協働して取り組みます。また、NPO法人向けの講座や人材育成などを支援します。

## 目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
NPO法人数 (団体)	17	20	埼玉県に登録した町内のNPO法人の設立を促進し、地域活性化を図ります。
協定締結数 (覚書を含む)	77	100	多様で幅広い個人や民間団体などとの協定の締結を行い、連携を推進します。

## 指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
NPO法人数 (団体)	18	17	16	17	17	17
協定締結数 (覚書を含む)	42	49	56	67	71	77

## 第3節 人権・平和

SDGs への貢献



所管課・関係課 総務課、生涯学習課、学校教育課

### 現状と課題

人権尊重に対する国際的な関心が高まる中で、国内では社会構造の複雑化や多様化に伴い、様々な人権問題が浮上しています。特に、差別や偏見による人権侵害の事例が依然として存在し、スマートフォンの普及によるSNS等、インターネットを介した人権侵害や、LGBTQ\*などの性的マイノリティ\*に対する配慮などが重要な課題としてとらえられています。平成28（2016）年に障害者差別解消法\*、ヘイトスピーチ\*解消法及び部落差別解消推進法のいわゆる人権三法が施行されました。そこでは、地方公共団体による相談体制の整備や啓発活動について規定されており、より一層の充実が求められています。

本町では、各種講演会や研修会の開催など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を実施し、引き続き人権意識の向上と啓発に努めていく必要があります。また、人権侵害に関する相談があった場合には、迅速に対応できるよう、今後も関係機関との連携を深めていくことが求められています。

令和6（2024）年度に比企郡市合同で実施した人権意識調査の結果からも、各種人権問題が解消されたとは言えない状況が明らかとなりました。こうしたことから、各種人権問題の解消に向け、啓発事業を粘り強く続ける必要があります。

2か月に1回開催される特設人権相談において人権擁護委員と連携して対応しています。今後とも、公民館講座にあわせて実施している人権教育推進事業等を通じて、地域全体の人権意識を高める活動を継続する必要があります。

世界各地で依然として紛争が発生している状況にあります。このような現状を受けて、平和の尊さへの理解を深めることが重要な課題となっています。特に、恒久平和と核兵器の廃絶を願う「非核平和都市宣言\*」に基づき、町民の平和に対する意識を高める取組が求められています。

本町では、昭和62（1987）年9月に行った非核平和都市宣言を基に原爆写真や絵画のパネル展の開催、平和啓発事業などを実施しています。

戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発活動等を通じて、地域全体で平和の重要性を再認識し、持続可能な平和社会の構築に向けて引き続き取り組みます。

### 基本方針

すべての町民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するため、効果的かつ継続的な人権教育・啓発事業を推進し、人権問題の解決を促進するため、迅速かつ総合的に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

また、平和については、非核平和都市宣言の精神を尊重し、平和を基調にしたまちづくりを進めます。

## 基本計画

### 1 人権教育・人権啓発の推進

小項目	内容
(1) 学校・社会教育の充実	学校教育や社会教育など、あらゆる場を通じて研修会などを開催し、人権教育を推進します。
(2) 啓発活動の充実	広報紙などによる啓発や調査・研究の推進、講演会、研修会、人権フェスティバルの開催など、効果的な啓発活動を行います。

### 2 人権相談・人権救済の充実

小項目	内容
(1) 各種相談体制の充実	様々な人権問題に対応できるよう関係機関・庁内関係各課の連携を強化するとともに、各種相談体制の充実を図ります。必要に応じて、人権擁護委員・さいたま地方法務局東松山支局などと連携を取り、被害者に対して人権救済の措置を取ります。
(2) 職員研修の充実	関係各課との連携を図り、人権問題に端を発した相談に対して一人一人の職員が適切に対応できるよう、様々な人権についての職員研修を行います。

### 3 平和の推進

小項目	内容
(1) 平和の推進	非核平和都市宣言*の精神を尊重し、平和の尊さを訴えるため、原爆パネル展開催、平和啓発事業などの平和推進事業を幅広く展開します。

## 目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
人権研修会参加者数 (人 / 年)	80	210	令和5 (2023) 年度に人権意識の向上のため開催された、町主催の各種人権研修会への参加者数を維持することを目指します。
平和関連資料貸出件数 (件 / 年)	2	5	平和の尊さに触れるための資料 (DVD等) の貸出により、平和意識の啓発に努めます。

## 指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人権研修会参加者数 (人 / 年)	303	0	0	95	163	80
平和関連資料貸出件数 (件 / 年)	2	1	0	0	1	2

## 第4節 男女共同参画

SDGs への貢献



所管課・関係課

総務課、生涯学習課、学校教育課、にぎわい創出課、子育て支援課、長生き支援課、健康福祉課、防災地域支援課

### 現状と課題

おがわ男女共同参画推進プランに基づき、全ての町民が性別にかかわらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会\*の実現を目指しています。特に、「小川町審議会等委員への女性登用促進要綱（令和2（2020）年度）」では、審議会の女性委員割合を33.3%にすることを目標としていますが、令和6（2024）年4月時点での女性委員割合は目標を下回っています。このため、女性の人材発掘や公募委員参加の拡大など、全庁を挙げた積極的な取組が必要です。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症\*の拡大は未曾有の危機をもたらし、特に女性が大きな影響を受け、配偶者等からの暴力（DV\*）や性暴力の増加や深刻化により、雇用・所得への影響などが浮き彫りになったことを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

令和6（2024）年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性への支援の推進が課題です。

子育て施策においては、家事や育児に対する考え方の変革が求められています。特に、父親が家事や育児を「お手伝い」ではなく「共同」としてとらえる意識の醸成が重要であり、祖父母世代の関与が進むことで意識も変わり、地域全体の支援が強化されると考えられています。

障害福祉においては、障害福祉サービスの利用者の増加により障害者の自立が進む一方で、メンタルヘルスに関する相談が増加しており、他機関との連携が不可欠です。課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意し、障害者が安心して暮らせる環境を充実させることが必要です。

高齢化が進む中で、保健、医療、福祉の関係機関間の連携が一層重要になっています。教育面では、各小中学校において学習指導要領に基づく意識を高める教育内容の充実が求められ、出産を望むカップルに対しては、正確な情報や医療を提供する体制の整備も必要です。さらには、若い世代への出産・子育てに関する知識の普及も重要な課題として挙げられます。

災害発生時においても、男女共同参画やジェンダー視点を取り入れた環境整備が求められています。

### 基本方針

男女共同参画社会の実現のため、一人一人の考え方や意思が尊重され、また、個性や能力が発揮され、そして多様な生き方を選択できる環境づくりを目指します。

このため、意識啓発と環境整備を推進するとともに、まちづくりへの女性参画を進めます。

## 基本計画

### 1 男女が共に参画できる社会づくり

小項目	内容
(1) まちづくりへの女性の参画の促進	まちづくりを検討する審議会など、行政分野への女性の参画を進めることにより、男女が共に生き生きと活動できる地域づくりを進めます。
(2) 町における女性職員の職域拡大と登用促進	女性職員が特定の職場や職務に偏ることなく、幅広い分野で能力を活かすことができるようにするため、職域の拡大や女性職員が管理職を目指しやすい環境づくりを推進します。また、男女共同参画に関する職員の意識を醸成するとともに、女性にも働きやすい職場環境を整備します。

### 2 男女平等の意識づくり

小項目	内容
(1) 家庭・地域への啓発活動の推進	男女共同参画のための講演会や研修会を実施するとともに、男女共同参画広報誌「かがやき」や広報紙を活用して町民の意識啓発に努めます。また、各種の生涯学習の機会を提供し、その充実を図ります。
(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	学校では人権教育を基盤とし、男女平等の重要性や男女の相互理解と協力など、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。学習指導要領に基づき、小学校では家庭科など、中学校では社会科、技術・家庭科などの教科において発達段階に応じた教育活動を展開します。特に、「両性の本質的平等」、「男女相互の理解と協力」などの意識を高めるため、教育内容の充実を図ります。また、男女共同参画社会*の実現に向けた取組を支援します。

### 3 男女が共に働きやすい環境づくり

小項目	内容
(1) 男女が共に働きやすい環境づくり	職業能力開発のため、関係機関などとの連携を強化し、女性の再就職や職業能力の向上を支援します。
(2) 子育てしやすい環境の整備	保育ニーズに応えるサービスや施設の充実、育児休業制度の普及・啓発、男性の家事・育児参加の促進など子育てしやすい環境づくりを推進します。

### 4 安全・安心に暮らすための地域の環境づくり

小項目	内容
(1) 高齢者・障害者の自立支援	介護サービスや福祉サービスの充実により、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。
(2) 援助を要する家庭への社会的支援の充実	経済的困窮や病気など様々な困難を抱え、援助を必要としている家庭に対し、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図ります。
(3) 防災・減災における男女共同参画の推進	備蓄消耗品の購入や避難所（避難場所）の運営、復旧・復興に向けた取組等の場面において、男女共同参画やジェンダー視点を取り入れた環境の整備に努めます。

### 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

小項目	内容
(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	「おがわ男女共同参画推進プラン」内の「小川町DV*防止基本計画」を適切に実行し、庁内における相談・支援体制の充実、暴力を許さないまちづくりのための啓発活動を推進します。

## 6 生涯にわたる健康支援

小項目	内容
(1) 生涯にわたる健康支援	出産を希望する女性やカップル、妊産婦、子育て世代に、予防接種や健診の必要性など正確な情報提供や適切な助言に努めます。また、出産を希望する女性やカップル、妊産婦、子育て世代など仕事と健康の両立が大きな課題となる世代をはじめ、あらゆる世代に対して生涯にわたる健康づくりを支援します。

### 目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
審議会委員における女性比率（％）	28.8	33.3	まちづくりを検討する審議会等、行政への女性の参画を促進します。令和9（2027）年3月までに女性委員比率33.3%を目指します。

### 指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
審議会委員における女性比率（％）	27.6	28.5	26.8	26.8	24.7	28.8